

添付法令資料 3 :

税関に関する 2008 年 5 月 20 日付モンゴル国法律 (目次)

2017 年 5 月 18 日最終改正

第 1 部 総則

第 1 章 通則 (第 1 条ないし第 5 条)

第 2 章 物品及び運送手段を税関国境を通過させるのにおいてよるべき原則 (第 6 条ないし第 9 条)

第 3 章 税関法令の分野における通知又は指示 (第 10 条ないし第 12 条)

第 4 章 税関統計 (第 13 条ないし第 15 条)

第 5 章 税関又は職員の決定に対する不服の申立て (第 16 条ないし第 23 条)

第 2 部 税関手続

第 6 章 税関手続の実施

第 1 節 通則 (第 24 条ないし第 30 条)

第 2 節 物品及び運送手段の税関領域への搬入 (第 31 条ないし第 37 条)

第 3 節 運送人 (第 38 条)

第 4 節 物品の暫定的保管 (第 39 条ないし第 50 条)

第 5 節 物品及び運送手段の税関領域からの搬出 (第 51 条ないし第 54 条)

第 6 節 物品の申告 (第 55 条ないし第 65 条)

第 7 節 通関仲立人 (第 66 条ないし第 70 条)

第 8 節 税関に申告した物品の取得 (第 71 条及び第 72 条)

第 3 部 税関手続規則

第 7 章 税関手続規則

第 1 節 通則 (第 73 条ないし第 77 条)

第 2 節 税関手続規則 (第 78 条及び第 79 条)

第 8 章 物品の税関領域への搬入規則

第 1 節 通則 (第 80 条及び第 81 条)

第 2 節 物品を国内消費に供するために搬入する規則 (第 82 条ないし第 84 条)

第 3 節 物品を国内消費に供するために加工する規則 (第 85 条ないし第 92 条)

第 4 節 物品を税関領域へ暫定期間に従い搬入する規則 (第 93 条ないし第 98 条)

第 5 節 物品を税関領域において加工する規則 (第 99 条ないし第 107 条)

第 6 節 物品を税関領域に返還して搬入する規則 (第 108 条ないし第 112 条)

第 9 章 物品を国外へ搬出する規則

第 1 節 物品を国外へ搬出する規則の通則 (第 113 条及び第 114 条)

第 2 節 物品を国外へ完全に搬出する規則 (第 115 条ないし第 118 条)

- 第3節 物品を国外へ暫定期間に従い搬出する規則（第119条ないし第124条）
- 第4節 物品を国外において加工する規則（第125条ないし第131条）
- 第5節 物品を国外に返還して搬出する規則（第132条ないし第136条）
- 第10章 保税地区規則
 - 第1節 保税地区規則の通則（第137条ないし第140条）
 - 第2節 保税倉庫規則（第141条ないし第148条）
 - 第3節 保税加工場規則（第149条ないし第155条）
 - 第4節 保税展示会場規則（第156条ないし第162条）
 - 第5節 保税施設規則（第163条ないし第168条）
 - 第6節 免税物品商店規則（第169条ないし第173条）
 - 第7節 関税特別地区規則（第174条ないし第179条）
- 第11章 物品を運送して通過させ、移転して積み込み、引き受けて取得するのを拒絶し、又は消滅させる規則
 - 第1節 物品を国相互間において運送して通過させる規則（第180条ないし第187条）
 - 第2節 物品の国内における運送・通過（第188条ないし第196条）
 - 第3節 物品を移転して積み込む規則（第197条ないし第201条）
 - 第4節 物品を引き受けて取得するのを拒絶する規則（第202条ないし第207条）
 - 第5節 物品を消滅させる規則（第208条ないし第214条）
- 第12章 特殊規則
 - 第1節 国相互間の運送サービスに係る物品を通過させる規則（第215条ないし第219条）
 - 第2節 外交代表部又はそれと同一視されるその他の機構の物品の関税国境の通過（第220条及び第221条）
 - 第3節 国相互間の郵便物の税関国境の通過（第222条ないし第224条）
 - 第4節 旅行者の個人用物品の税関国境の通過（第225条ないし第230条）
 - 第5節 自由地区規則（第231条）
- 第4部 税関監督
 - 第13章 税関監督（第232条ないし第251条）
 - 第1節 税関監督を実施する際に行う照合検査及び検査（第252条ないし第258条）
 - 第2節 税関監督の追加条件（第259条ないし第261条）
 - 第3節 知的財産権にかかわる物品の税関国境の通過（第262条ないし第264条）
- 第5部 税関機構
 - 第14章 税関機構（第265条ないし第287条）
 - 第1節 情報システム及び情報技術の税関業務における利用（第288条及び第289条）

第6部 責任

第15章 税関法令違反者に対し負わせるべき責任（第290条ないし第299条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所